

令和 5 年 月 日

昭島市長 臼 井 伸 介 様

昭島市住居表示審議会
会長 難 波 悠

昭島市の住居表示の実施について（答申）

令和 5 年 6 月 8 日付、昭市市第 3 5 号をもって諮問のあった昭島駅北側地区の住居表示の実施について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申する。

目 次

答 申

I	答申事項	1
1	丁目について	
2	町名について	
3	事業の実施時期について	
II	審議の概要	2
1	開催日及び審議内容	
2	審議の経過	
III	答申事項の決定理由	3
1	町名について	
2	丁目について	
3	事業の実施時期について	

(資料)

住居表示審議会委員名簿

住居表示区域図

答 申

当審議会は、貴職よりの諮問に基づき、数次にわたり慎重に審議を重ねた。その中で、町名については、広く市民の声を聞くため市民公募を実施し、169名の方から129件の町名が応募され、審議会にて検討された。

ここに、審議の結論を得たので、次のとおり答申する。

I 答申事項

1 町名について

町名は、「 」とされたい。

2 丁目について

丁目については、別添資料「住居表示区域図」のとおりとされたい。

なお、丁目の境界については、事業の実施段階において、昭島市住居表示に関する取扱要綱等の基準により決定されたい。

3 事業の実施時期について

事業の実施時期は、令和6年8月1日とされたい。

Ⅱ 審議の概要

1 開催日及び審議内容

回	年月日	審議内容
1	令和5年6月8日	・ 市長より諮問 ・ 正副会長の互選 (会長 難波 悠、副会長 宗川敏克) ・ 昭島市の住居表示の状況について ・ 町の名称等について(町名の市民公募等) ・ 今後の日程について
2	令和5年8月22日	・ 町の名称について (市民公募の結果報告、町名候補の選定方法等) ・ 丁目割りにについて ・ 今後の予定について
3	令和5年9月20日	・ 町名の決定について ・ 答申案について ・ 今後の予定について
4	令和5年10月2日 (予定)	・ 市長へ答申

2 審議の経過

現在、商業・レジャー施設や工場等の広がる昭島駅北側地区において再開発が進んでおり、令和6年度中には概ねの街区が確定し、居住者が多く発生する予定となっている。このため、本地区の住居表示を行うため、審議を開始した。

本地区は、大規模な商業・工業施設が多く点在し、新たな大規模開発も予定されているが、現在本区域に居住されている方は非常に少ない状況となっている。そこで、町名については、広報あきしまや昭島市公式ホームページに掲載して市民公募を行い、その集計結果を参考として審議した。審議会では、複数応募があった町名を尊重するという意見や、防災安全上、同じ町名や紛らわしい町名は混乱するので避けるべきとの意見もあった。第2回、第3回と慎重に審議した結果、「」という町名にする意見でまとまった。

丁目については、「昭島市住居表示に関する取扱要綱」に則り、北側を1丁目、南東を2丁目、南西を3丁目とした。

事業の実施時期については、この区域における新たな建築物も竣工し、新しい街並みが出来てくるため、令和6年8月1日を実施日とするよう要請した。

Ⅲ 答申事項の決定理由

1 町名について

町名については、もくせいの杜実施時に引き続き町名公募を行い、「昭和の森」や「代官山」などを始め、多くの応募町名が寄せられた。これらの町名について、この地区に相応しく、呼び名や書き名として紛らわしくない事、歴史、伝統、文化の上で由緒あるか等慎重に審議した結果、「
」と決定した。

2 丁目について

丁目については、「昭島市住居表示に関する取扱要綱」に則り、区域の大きさ、形状等を勘案し、別添資料「住居表示区域図」のとおり、1～3丁目までとした。また、各丁目の境界については、全て永続性のある昭島市道で分ける形とした。

3 事業の実施時期について

住居表示の実施時期については、新しい街並みができ、建物の街区符号や住居番号の付定事務が円滑に行われるよう、令和6年8月1日とした。